

令和2年9月24日

上野小中学校 保護者 様

上野村教育委員会
教育長 黒澤 右京

新型コロナウイルス感染症に関わる今後の対応について（お願い）

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと拝察申し上げます。新型コロナウイルス感染症への対応におきましては、様々な面でご協力いただきありがとうございます。

さて、県内においては、中毛や東毛地域の市部を中心に、感染者が後を絶たない状況が続いています。小中学校においても家庭内感染から児童生徒に感染した例も出てきており、今後、西毛地区や郡部へ感染が広がってくる恐れもあります。

そこで上野村では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染および感染の疑いがある児童生徒・ご家族が現れた場合には、学校における出席停止や臨時休業について、以下のように対応することとしています。感染症に関わる対応について改めて整理しましたので、保護者の皆様にお知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校への連絡について（小学校 59-2004・中学校 59-2040・休日は上野村役場当直へ）

(1) 次のような場合には、出席停止となりますので必ず学校へご連絡をお願いします。

① 児童生徒本人

- A：新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- B：濃厚接触者と認定された場合
- C：新型コロナウイルスの検査を受けることになった時及び検査結果が出た時
- D：発熱等の風邪症状が現れた場合（Dのみ休日連絡は不要）

② 児童生徒の同居家族

- E：感染が確認された場合
- F：濃厚接触者と認定された場合
- G：新型コロナウイルスの検査を受けることになった時及び検査結果が出た時

(2) H：同居家族（兄弟姉妹含む）に発熱等の風邪症状が現れた場合は、児童生徒を欠席させたいときに限り、学校へ連絡をしてください。（休日連絡は不要）

2 新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業について

感染が確認された場合、保健福祉事務所や学校医と連携の上、消毒及び感染経路確認（濃厚接触者確認）のため、学校を臨時休業にします。臨時休業の期間や過ごし方については、通知と学校連絡メールにてお知らせします。（臨時休業期間は学校全体は概ね2～3日を目安に、濃厚接触者が増えた場合には、該当学年のみ2週間程度に伸びる可能性もあります）

なお、臨時休業中の学習課題等については、追って連絡します。

ア、前夜から当日登校前に感染が確認された場合

⇒ 当日から臨時休業に入ります。登校前に学校連絡メールにて臨時休業のお知らせを配信します。

イ、授業日の日中に感染が確認された場合

⇒ 感染が判明した時点で、児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校措置を講じ、そのまま臨時休業に入ります。

下校時刻、下校方法については、学校連絡メールにてお知らせします。時間帯によっては給食を食べないで下校する場合があります。状況によりスクールバスが使えない場合もあり

ますので、その場合の下校方法や自宅が留守の場合の対応についても日頃よりご家庭で話し合っておいてください。

ウ、終業時刻以降・学校の休業日に感染が確認された場合

⇒ 学校連絡メールにてお知らせします。翌日（月曜）から臨時休業に入ります。

※ 職員がA～Gの事項に該当する場合についても、同様の対応となります。

3 新型コロナウイルス感染者が出た場合の保健福祉事務所への個人情報提供について

児童生徒が陽性となった場合には、感染拡大防止（濃厚接触者確定）のために、下記内容についての感染児童生徒の情報を、上野村教育委員会及び管轄の保健福祉事務所、学校医等へ報告することになっています。（濃厚接触者に該当する児童生徒がいる場合には、その児童生徒の情報も提供）

個人情報の提供となりますが、ご承諾をお願いいたします。なお、ご承諾いただけない場合には、学校まで連絡をお願いします。その場合には、管轄の保健福祉事務所が直接情報の聞き取りを行います。

【報告事項】

- 1 基本情報…学校名、氏名、学年、年齢、性別、住所、保護者の連絡先、等
- 2 経過（症状及び行動）…登校状況、症状、受診医療機関、診断・指示、現在の状況、基礎疾患の有無、検温表、等
- 3 行動歴及び接触者（発症前2日から欠席するまでの間にマスクなしで1m以内で15分以上接した人）…出欠席、登下校バス、マスク着用状況、教室の座席、他学年との活動状況、部活動(中学)、休日の活動状況、公共交通機関利用の有無、等

4 諸注意

- 自宅待機中は、検温、健康観察をいつもよりこまめに行い、体調変化により気を配ってください。
- 自宅待機中は、もしかしたら自分も感染している可能性があり、たとえ無症状でも相手にうつすかもしれないということを理解させ、行動は慎重にするよう気をつけさせてください。
- 誰もが感染者となる可能性があること、一番つらい思いをしているのは感染した本人と家族であることを理解させ、思いやりの気持ちで対応できるようにお話してください。
- 不確かな情報を流したり、感染者に対する誹謗中傷となるような発言をしたりしないよう、親子で確認し合ってください。
- 陽性であった児童生徒、職員につきましては、症状が治まっても、所定の検査により陰性が確認され、医療機関の登校許可証明書が出された後でないで登校・出勤できませんのでお含み置きください。（登校許可証明書は学校にあります。学校ホームページからもダウンロードできます。）
- その時その時の状況により、判断や対応が変更になることがあります。変更があった場合には、その都度連絡したいと思います。
- ご心配・ご不明な点がありましたら、学校までご連絡ください。（小学校 59-2004・中学校 59-2040）

5 参考

濃厚接触者とは：「患者」の感染可能期間に接触したもののうち、次の範囲に該当する者で保健福祉事務所が調査の上で確定します。

- 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として1m）で、必要な感染予防策（マスク等）なしで、患者と15分以上の接触があった者